

平成10年8月20日

最高検察庁 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「一般的指示」の「医師の診断書を添付して送致する」の
事故防止の取り扱いの要望

要望の趣旨

警察の交通事故患者の取り扱いにあたり、その傷害に関する柔道整復師（以下「整復師」という。）作成発行診断書について、貴当局より、「一般的指示」のなかに「医師の診断書を添付して送致する」という通知に基づき、整復師は非医師だから不可とすることがあります。これは、医師・医師法があるにもかかわらず別に整復師・整復師法が認められ、適法な正当業務としているものを疎外・否定するものです。そこで、整復師作成診断書についても、これが故なく疎外・否定される取り扱いとされることのないよう理解を賜りたくお願い申し上げます。

要望の理由

医師とは別に整復師が認められています。整復師には「骨折・脱臼について医師の同意を要する」「外科手術、投薬治療の禁止」などの制限がありますが、その他の医療を自己責任と権限に下に認められています。骨・筋・関節などの運動器系領域の傷病（打撲・捻挫等）について担当できるものです。平成8年度 2,745万件です。これは、当該運動器系領域の医療分野では大きな実績です。国民医療として評価されている次第です。こうしたなかであって、警察が交通事故原因では医師診断ではないから不可とすることは、著るしく患者の正当な医療選択を妨げるとともに整復師にとっては正当な業務に対して営業妨害や名誉毀損を惹起するものです。これは、最も法律と社会正義を遵守する検察庁としてその趣旨に悖ることと考えます。

なお、この件に関して、別紙の考え方を参考に添付いたします。